

明石市特定事業主行動計画の実施状況及び
女性の職業選択に資する情報の公表について

2026年7月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項、第21条及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第5条、第6条に基づき、次の項目について公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.3%
全職員	69.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	87.5%
11～15年	76.1%
6～10年	87.9%
1～5年	100.1%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

①任期の定めのない常勤職員

本庁課長級以上の役職者や、勤続年数 27 年以上の職員はすべて男性職員が占めています。

また給与に含まれる扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は 99.4%です。一方で、給与が減額される育児部分休業の取得者はすべて女性職員が占めており、男女の給与の差異に影響しています。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員

再任用職員または会計年度任用職員はすべて男性職員で、任期付短時間勤務職員はすべて女性職員であり、それぞれの職員の区分で給与水準が異なるため、男女の給与の差異に影響しています。

③全職員

上記①及び②の理由から男女の給与の差異に影響しています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1)役職段階別

- ・本庁係長相当職は女性職員が 1 人のため特定の職員の給与が推測し得るため記載していません。
- ・本庁課長相当職以上の女性職員がいないため記載していません。
- ・本市は「本庁課長補佐相当職」に該当する役職がないため記載していません。

(2)勤続年数別

- ・「21～25 年」及び 31 年以上の区分は、女性職員がいないため記載していません。
- ・「26～30 年」の区分は、女性職員が 1 人のため特定の職員の給与が推測し得るため記載していません。
- ・「16～20 年」の区分は、女性職員の一部について育児休業または育児部分休業を取得しているため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・「11～15 年」の区分は、女性職員全員が育児休業または育児部分休業を取得しているため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・「6～10 年」の区分は、勤続年数 9～10 年目はすべて男性職員が占めており、給与の差異が大きくなっています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
管理的地位にある職員	—	—	—

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	実績		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—	—	—
本庁課長相当職	—	—	—
本庁課長補佐相当職	—	—	—
本庁係長相当職	—	—	—

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
消防職	—	—	１８．０％

Ⅴ 採用試験の応募者数に占める女性の割合

区分	行動計画における目標 (令和１２年度)	令和５年度	令和６年度	令和７年度
消防職	６．０％	３．０％	１．１％	７．０％

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

Ⅰ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和７年度）

１．男女別の育児休業取得率

（１）常勤職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	１００％	７５．０％	１８３．３％
女性	１００％	１００％	１００％

（２）会計年度任用職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	—	—	—
女性	—	—	—

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	７２．７％	—	—	—
１週間以上２週間未満	—	—	—	—
２週間以上１月以下	１８．２％	—	—	—
１月超３月以下	—	—	—	—
３月超６月以下	—	—	—	—
６月超９月以下	—	—	—	—
９月超１２月以下	—	—	—	—
１２月超２４月以下	９．１％	１００％	—	—
２４月超	—	—	—	—

Ⅱ 職員の勤務時間の状況（令和７年度）

職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
毎日勤務者	６．６時間／月	７．３時間／月	３．７時間／月
隔日勤務者	９．２時間／月	８．５時間／月	７．６時間／月

※ 隔日勤務者は休日手当等含む。

Ⅲ 職員の年次有給休暇の取得状況（令和 7 年）

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
平均取得日数 ※正規職員	1 4 . 3 日	1 4 . 4 日	1 4 . 6 日